

議案第3号

富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
富津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が施行されたことに伴い、多機能端末による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例の一部を改正する条例

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4項の改正規定中「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える部分は、規則で定める日から施行する。